

Satosho 佐藤彰一 話題



津久井やまゆり園

2016年7月26日未明
午前2時から3時

19名死亡。
27名重軽傷
重度の障害者

建て替え・分散。しかし、どのような支援があったのかいまだにわからない。。。これがわからないまま、分散型であれ、事件を収束させていいのだろうか？（私の問いですが、他にも同様の疑問をもつ方がおられます。支援とはなんだろうか。

千葉県袖ヶ浦の事件の経緯

- 2013年11月26日深夜、千葉県内の総合病院で19歳のA君が死亡。
- 警察への通報 強制捜査
- 千葉県の立入り調査 多数の虐待行為が判明(特に養育園第2寮)
- 翌2014年1月に第三者検証委員会を設置
- 2014年8月に検証報告(千葉県のサイトに公表)
- 2018年8月進捗管理委員会の最終報告(千葉県のサイト)
- 2018年12月千葉県袖ヶ浦福祉センター検討会議
- 2020年8月31(参考)千葉県袖ヶ浦福祉センター見直しの経緯について
- 2022年度末の千葉県袖ヶ浦福祉センターの廃止を決定
- 参考:千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システムの構築

不適切支援と視野狭窄

- 虐待とは、支援者の義務や権限の濫用である。
- その中で、大きく2つに分けてみましょう。
- ●不適切支援、過剰支援、手抜き支援
- いずれも第三者的判断優先(本人の保護だとしても)
- 「思わずやっちゃった」「めざせ一日2万歩」
- ●視野狭窄型
- 障害者の人間性を無視した理解

対人理解のパラダイム転換①

- ◆「この人は判断能力が不十分であるので、できる限り本人の意思は尊重するが、判断能力が不十分なため、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならない」



能力不存在推定(代行決定)

5

対人理解のパラダイム転換②

- ◆「どんなに重い認知症や障害のある人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」



能力存在推定(意思決定支援)

6

権利擁護から考える

	自立型権利擁護	管理型権利擁護	やまゆり犯人
障害者の能力	存在推定	不存在推定	不存在推定
決定形態	自己決定支援	代行決定	他者決定
利益	ご本人の主観的利益優先	ご本人の主観的利益と客観的利益が混在	社会的利益(障害者を人間とみない視野狭窄)
価値	ケア・エンパワー(社会参加)+(語りを紡ぐ)	ケア(安全重視)+正義(功利主義)	独断的正義
個人の扱い	主体(相互依存)	客体(保護の対象)	手段(利用価値がなければ抹殺)

7

津久井やまゆり中間報告

- 20件を超える虐待の疑いを指摘
- 身体拘束の3要件(手続きも含めて)についての誤解 経緯は不明
- 県も誤解・ 経緯を明らかにせず。
- 検証は不十分 今後できるのか？

8